

○とよなか国際交流センター条例施行規則

平成5年11月19日

規則第55号

(目的)

第1条 この規則は、とよなか国際交流センター条例（平成5年豊中市条例第26号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用時間及び休館日)

第2条 国際交流センター（以下「センター」という。）の使用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを短縮し、又は延長することができる。

2 センターの休館日は、毎週水曜日及び12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(使用承認の申込み)

第3条 条例第4条の規定によりセンターの施設を使用しようとする者は、とよなか国際交流センター使用承認申込書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込みは、使用する日の属する月の3月前（条例第3条第2項の規定によるセンターの施設の使用については2月前）の月の最初の日曜日（センターの休館日に当たるときは、その次の日曜日）から受け付けるものとする。ただし、市長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

(使用承認)

第4条 センターの施設の使用承認は、前条第1項の申込書を受け付けた順序による。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第5条 センターの施設の使用を承認したときは、使用承認書を申込者に交付する。

(使用時間の計算及び延長)

第6条 使用時間には、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及び後始末に要する時間を含むものとする。

2 センターの施設の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、承認なく使用時間を延長することができない。

(使用料)

第7条 条例第8条第1項第1号に掲げる場合の使用料は、別表第1のとおりとし、同項第

2号に掲げる場合の使用料は、同表に掲げる額に5を乗じて得た額とする。

2 条例第8条第2項に規定する使用料は、別表第2のとおりとする。

(使用料の減免)

第8条 条例第8条第3項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申込書を市長に提出しなければならない。

(使用料の返還)

第9条 条例第9条ただし書の規定による使用料の返還は、次に定めるところによる。

(1) 使用者の責めによらない理由によって使用することができないとき 既納の使用料の全額

(2) 使用する日の7日前までに使用承認の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めたとき 既納の使用料の5割の額(附属設備に係る使用料にあつては、その全額)

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が相当の理由があると認めたとき 附属設備に係る使用料の全額

2 前項の使用料の返還は、使用者の申込みに基づいて行う。

(建物等の滅失等の届出)

第10条 使用者は、建物、附属物又は器具を滅失し、又はき損したときは、直ちに届け出て、職員の指示を受けなければならない。

(使用終了の届出)

第11条 使用者は、センターの使用が終わったときは、直ちに届け出て、職員の確認を受けなければならない。

(指定管理者の公募)

第12条 条例第14条第1項本文の規定による公募は、次に掲げる事項を示して、市の広報誌及びホームページへの掲載その他市長が適当と認める方法により行う。

(1) センターの名称、所在地及び施設の概要

(2) 指定管理者(条例第13条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が行う業務の範囲

(3) 指定管理者に指定しようとする期間

(4) 応募に必要な資格

(5) 指定管理者の指定の申込みの手続

(6) その他市長が必要と認める事項

(指定申込書の提出等)

第13条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申込書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込書には、条例第14条第2項の事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 条例第13条第2項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）に関する収支計画書
- (2) センターに関する管理体制計画書
- (3) 個人情報の保護体制計画書
- (4) 当該法人その他の団体（以下「法人等」という。）の定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずるもの
- (5) 法人にあつては、登記事項証明書
- (6) 当該法人等の役員又は代表者その他これらに準ずる者の名簿
- (7) 当該法人等の事業の概要を記載した書類
- (8) 市長が指定する事業年度の当該法人等に関する事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
- (9) 前項の申込書を提出する日の属する事業年度の当該法人等に関する事業計画書及び収支予算書又はこれらに類するもの
- (10) その他市長が必要と認める書類
(指定管理者の選定の基準)

第14条 条例第14条第3項第4号に規定する市規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理業務の遂行上知り得た個人情報を漏らさない体制及び不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。
- (2) 天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制が整備されていること。
- (3) 市の国際化施策推進に関する基本方針を理解して、地域社会の国際化を推進するための事業を自ら企画し、実施する能力を有するものであること。
- (4) その他市長が必要と認めて定める基準
(事業報告書の記載事項)

第15条 条例第16条の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 指定管理業務の実施状況
- (2) センターの利用状況
- (3) センターの使用料の収入の状況

(4) 指定管理業務に係る経費の収支状況

(5) その他センターの管理の状況を把握するために市長が必要と認める事項

(申込書等の様式)

第16条 この規則による申込書等の書類の様式については、市長が別に定める。

(施行細目)

第17条 前各条に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成5年11月22日から施行する。

2 条例附則第2項に規定する使用料は、別表第1のとおりとする。

附 則（平成11年12月27日規則第92号）

この規則は、平成12年4月1日から施行し、この規則による改正後のとよなか国際交流センター条例施行規則別表第1の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

附 則（平成13年3月30日規則第5号抄）

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第54号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年1月22日規則第2号）

1 この規則は、平成22年2月22日から施行する。ただし、次項の規定は、同年1月24日から施行する。

2 平成22年3月1日から同年5月31日（とよなか国際交流センター条例の一部を改正する条例（平成21年豊中市条例第31号）による改正後のとよなか国際交流センター条例（平成5年豊中市条例第26号。以下「改正後の条例」という。）第3条第2項の規定によるとよなか国際交流センター（以下「センター」という。）の施設の使用については、平成22年4月30日）までの間にセンターの施設を使用しようとする者は、この規則の施行の日前においても、市長の定めるところによりとよなか国際交流センター使用承認申込書を提出することができる。この場合におけるセンターの施設の使用承認及びその取消し並びに使用料の減免、前納及び返還は、改正後の条例及びこの規則による改正後のとよ

なか国際交流センター条例施行規則の規定の例による。

附 則（平成３０年３月１４日規則第１０号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成３１年３月１９日規則第２６号）

- この規則は、平成３１年４月１日から施行する。
- この規則による改正後のとよなか国際交流センター条例施行規則別表第１の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

附 則（令和５年３月２２日規則第１３号抄）

- この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月２２日規則第１８号）

- この規則は、令和５年７月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後のとよなか国際交流センター条例施行規則別表第１の規定は、令和５年４月１日以後に徴収する同年７月１日以後の使用に係る使用料について適用する。

別表第１

区分	午前	午後	夜間	全日
	９時から１２時まで	１時から５時まで	６時から９時３０分まで	
会議室１	５２０円	７２０円	６４０円	１，８８０円
会議室２Ａ	４８０円	６００円	５２０円	１，６００円
会議室２Ｂ	８４０円	１，１２０円	１，０００円	２，９６０円
会議室２Ｃ	４４０円	５６０円	５２０円	１，５２０円
会議室３	５２０円	７２０円	６４０円	１，８８０円
会議室４	８４０円	１，０８０円	９６０円	２，８８０円
会議室５	３６０円	４８０円	４００円	１，２４０円
料理室	１，７２０円	１，７２０円	１，５６０円	５，０００円
音楽・健康づくりルーム	１，４８０円	２，０００円	１，７６０円	５，２４０円

和室	480円	680円	560円	1,720円
プレイルーム1	880円	1,160円	1,040円	3,080円
プレイルーム2A	680円	880円	760円	2,320円
プレイルーム2B	800円	1,040円	920円	2,760円
コミュニケーションスペース	1,100円	1,450円	1,270円	3,820円
ギャラリー1	120円	160円	140円	420円
ギャラリー2	120円	160円	140円	420円

備考

- 1 2区分にわたって継続して使用するときの使用料は,それぞれの区分の料金の合計額とする。
- 2 料理室の使用区分は, 午前は9時から午後1時まで, 午後は1時30分から5時30分まで, 夜間は6時から9時30分までとする。

別表第2

附属設備使用料

器具名等	数量	料金 (1回につき)	備考
CDカセットプレイヤー	1台	100円	
ビデオテープレコーダー	1台	500円	
液晶プロジェクター	1台	1,500円	
スクリーン	1台	100円	
ポータブルマイク・アンプセット	1式	200円	ワイヤレスマイク2本付
ホワイトボード	1台	200円	
展示用パネル	1枚	100円	
茶道用具	1式	1,000円	

備考 料金の欄の「1回」とは, 別表第1に規定する午前, 午後又は夜間のそれぞれの区分をいう。